府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省令第一号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）の施行に伴い、及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十三条第一項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第十四条第五号中「財団法人魚価安定基金（」を「財団法人水産物安定供給推進機構（」に改め、同条第十三号中「財団法人不動産流通近代化センター（」を「財団法人不動産流通推進センター（」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第四条第五号中「第二項」を「第三項」に改める。

第七条第一号中「認定」の下に「、同条第二項の養育里親の登録」を加える。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十四条第四号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十条の二第一項」に改め、同条第五号中「（昭和二十五年政令第百五十五号）」を削る。

第二十四条第七号中「第二項」を「第三項」に改める。

第三十条第二十八号中「による」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条による」に改め、同条第三十三号中「による」を「又は所得税法等の一部を改正する法律附則第百五条による」に改める。

第三十条の二第七号中「第百十二条の二」を「第百十二条の二第一項」に改める。

第四十六条第七号中「第二項」を「第四項」に改める。

第四十八条第一号中「若しくは第三項」を「及び第三項」に、「若しくは同法」を「並びに同法」に、「又は」を「並びに」に、「よること」を「よるもの」に、「第十四条第三項の支援給付若しくは」を「第十四条第三項の支援給付及び」に、「第二条第三項の支援給付若しくは」を「第二条第三項の支援給付並びに」に改め、同条第二号中「）若しくは」を「）並びに」に、「若しくは第二項」を「及び第二項」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第三号中「第十四条第四項若しくは」を「第十四条第四項並びに」に、「若しくは第二項」を「及び第二項」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第四号中「第十四条第四項若しくは」を「第十四条第四項並びに」に、「よること」を「よるもの」に改め、「保護の」を削り、同条第五号及び第六号中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「よること」を「よるもの」に改め、同条第七号中「第十四条第四項若しくは」を「第十四条第四項並びに」に、「若しくは第二項」を「及び第二項」に、「よること」を「よるもの」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「八十九の項」を「九十九の項」に改める。

第十九条中「第四十八条第三項若しくは第五項」の下に「、同条第八項において準用する同条第二項、第三項、第五項若しくは第七項」を加える。

附　則

この命令中第十九条の改正規定は平成二十八年四月一日から、第一条第三項の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府、総務省、経済産業省令第一号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄